

「軽井沢町耐震改修促進計画」の概要

◇概要

■計画目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に基づき、国による基本方針及び長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）を踏まえ、住宅の耐震診断及び耐震改修を計画的に進め、甚大な被害の発生が予想される地震から町民の生命、財産を守ることを目的に策定しました。

■計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

■基本的な考え方

- 地震による人的・経済的被害を少なくするため、生活基盤である住宅の耐震化を促進
- 県と連携し耐震化の促進に取り組む
- 町民等に対し耐震診断及び耐震改修事業制度の周知

◇耐震化の現状

■住宅

耐震化率（推計値）：89.0%

■多数の者が利用する建築物（役場庁舎・学校・ホテル等、民間含む）

耐震化率（推計値）：80.6%

■町有施設

耐震化率（推計値）：97.6%

◇目標と主な取組み

■住宅

R7目標：95%（現計画：90%）

【具体的な支援策】

- 耐震診断の支援
- 耐震診断結果に伴う耐震改修の支援

■多数の者が利用する建築物

R7目標：100%（現計画：100%）

【具体的な支援策】

- 耐震診断の支援（特定既存耐震不適格建物を対象）

■町有施設

R7 目標：100%（現計画：100%）

【具体的な対策】

○計画的に、耐震改修工事又は建替えを実施